

母子・父子・寡婦福祉資金一覧表 (全体)

平成31年4月現在

資金名	貸付目的の対象	資金用途	貸付限度期間	貸付限度額(円)	利子	連帯保証人	据置期間	償還期間※3 法令上の上限	創設年度	「償還期間」の変遷	「据置期間」の変遷	利子の変遷	その他					
技能習得資金	ひとり親家庭の親・寡婦	就労するのに必要な知識技能を習得するに際し、授業料等に充てる資金	5年	月額 68,000 自動車運転免許取得(ただし、直接就労に必要な場合) 460,000	無利子※1	※1	習得期間満了後1年	20年以内	S28年度	創設時～ 10年以内 H20年度～ 20年以内	創設時～ 6ヵ月 H17年度～ 1年	創設時～ 年3% H10年度～ 無利子 H21.6.5～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.5% H28.4.1～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.0%	・H14より一括貸付可 ・貸付期間の変遷 創設時2年、S41年度から3年、H21.6.5から5年 S57年度～一括貸付開始 H22高校修学も対象					
修業資金	ひとり親家庭の子又は寡婦が扶養している子	就労するのに必要な知識技能を習得するに際し、授業料等に充てる資金	5年	月額 68,000 自動車運転免許取得(ただし、直接就労に必要な場合で、高校3年等在学時に就職内定などを受けた児童) 460,000	無利子	※2	習得期間満了後1年	20年	S28年度	創設時～ 5年以内 H6年度～ 6年以内 H31.4月～20年以内へ変更	創設時～ 6ヵ月 H17年度～ 1年	創設時～ 年3% H10年度～ 無利子	貸付期間の変遷 創設時2年間、S41年度から3年間、 H21.6.5から5年へ					
就職支度資金	ひとり親家庭の親・寡婦又は児童 (※就職する子が20歳以上の場合は貸付対象外)	就職するのに直接必要な被服・履物の購入等に充てる資金	一括	100,000 (通勤不便地における通勤用自動車購入の場合 330,000) *大阪府内では通勤不便地がないため自動車購入は貸付不可	無利子※1	母に係る場合※1	1年	6年以内	S28年度「支度資金」 S40年度【就職支度資金】に名称変更	創設時～ 5年以内 H6年度～ 6年以内	創設時～ 1年	創設時～ 年3% H10年度～ 無利子 H21.6.5～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.5% (子にかかる貸付は無利子) H28.4.1～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.0%						
						子どもに係る場合※2												
医療介護資金	ひとり親家庭の親・寡婦又は児童	医療を受けるのに必要となる費用に充てる資金	1年	340,000 (特に経済的に困難な事情があると認められる場合 480,000)	無利子※1	※1	医療又は介護の期間満了後6ヵ月	5年以内	S44「療養資金」 H12「医療介護資金」に名称変更	創設時～ 5年以内	創設時～ 6ヵ月	創設時～ 年3% H7年度～ 無利子 H21.6.5～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.5% (子にかかる貸付は無利子) H28.4.1～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.0%	H12年度より介護を受けるものを貸付の対象					
	ひとり親家庭の親・寡婦	介護保険の保険給付に係るサービスを受けるのに必要となる費用に充てる資金	1年	500,000														
生活資金	ひとり親家庭の親・寡婦	技能習得期間中の生活を維持するための資金	技能習得期間中	月額 141,000 (ひとり親が生計中心者でない場合 70,000)	無利子※1	※1	習得期間満了後6ヵ月	20年以内	S28年度	創設時～ 10年間以内 H20年度～ 20年以内	創設時～ 6ヵ月	創設時～ 年3% H10年度～ 無利子 H21.6.5～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.5% H28.4.1～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.0%	貸付期間(創設時～ 技能習得資金借受期間2年間、 S41年度～ 技能習得資金借受期間3年間、 H15.4より、技能習得期間中の単独貸付可能。 H21.6.5～ 技能習得期間中の期間で最長5年間)					
		医療介護を受けている期間において生活費等を補給する資金	1年	月額 105,000 (ひとり親が生計中心者でない場合 70,000)			貸付期間満了後6ヵ月							5年以内	S44年度	創設時～ 5年以内	S44創設時～ 年3% H7年度～ 無利子 H21.6.5～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.5% H28.4.1～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.0%	H18.4より、医療・介護を受けている期間中の単独貸付可能
		失業期間中の一時的な生活困窮時の生活費を補給する資金	離職した日の翌日から1年	※養育費取得のための裁判費用は、 12ヵ月相当の一括貸付が可能			貸付期間満了後6ヵ月							5年以内	H13年度	創設時～ 5年以内	H13創設時～ 年3% H21.6.5～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.5% H28.4.1～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.0%	
		配偶者のない女子となって7年未満の母の生活を安定・維持する間の生活を補給する資金 また、養育費取得の裁判費用とする資金	2年養育費取得は一括				貸付期間満了後6ヵ月							8年以内	H3年度	創設時～ 8年以内	H3創設時～ 年3% H14.8～ 一定額まで無利子 H21.6.5～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.5% H28.4.1～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.0%	
住宅資金	ひとり親家庭の親・寡婦	現に居住・所有する住宅を補修・保全等するのに必要な費用に充てる資金	一括	1,500,000 (災害など特別な場合 2,000,000)	無利子※1	※1	6ヵ月	7年以内	S31年度「住宅補修資金」 S36「住宅資金」へ名称変更	創設時～ 5年以内 S36年度～ 6年以内 (H6年度に特別7年以内)	創設時～ なし S35年度～ 6ヵ月	創設時～ 年3% H21.6.5～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.5% H28.4.1～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.0%	H5年度 「住宅取得」追加					
転宅資金	ひとり親家庭の親・寡婦	住居の移転に際し必要な敷金・運送代等に充てる資金	一括	260,000	無利子※1	※1	6ヵ月	3年以内	S38年度	創設時～ 3年以内	創設時～ 6ヵ月	創設時～ 年3% H21.6.5～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.5% H28.4.1～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.0%						
結婚資金	ひとり親家庭の子又は寡婦が扶養している子	婚姻に際し、挙式披露や家具購入など子の婚姻の費用に充てる資金	一括	300,000	無利子※1	※1	6ヵ月	5年以内	S44年度(寡婦) S57年度(母子)	創設時～ 5年以内	創設時～ 6ヵ月	創設時～ 年3% H21.6.5～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.5% H28.4.1～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.0%						
就学支度資金	ひとり親家庭の子又は寡婦が扶養している子	高校・大学等への入学に際し必要となる被服の購入や入学金等に充てる資金 (授業料については、「修学資金」又は「修業資金」となります)	一括	別紙	無利子	※2	卒業後6ヵ月	小・中・高・専修(高等課程)・高専・短大・大学・大学院・専修(専門課程)20年以内 修業施設・専修(一般課程)5年以内	S40年度 創設	創設時～ 20年以内 (修業施設・専修学校(一般課程)は5年以内)	創設時～ 6ヵ月	創設時～ 無利子	貸付対象の拡大 S48 修業施設、S53 小学校・中学校、 S61 私立高校に加算、 H3 短大・大学の入学金相当が追加、 H22 国公立高校・専修(一般)の入学金相当が追加、 H30 大学院の入学金相当が追加					
修学資金	ひとり親家庭の子又は寡婦が扶養している子	高校・大学等の修学において必要となる授業料・教科書代・通学費等に充てる資金	その学校の定める最短修学年限を貸付期間	別紙	無利子	※2	卒業後6ヵ月	子どもが高校・大学・大学院等の修学 20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	S28年度 創設	創設時～ 20年以内 (専修学校(一般課程)は創設時より5年以内)	創設時～ 6ヵ月	S28年度に創設時まで遡って無利子	S33年度～ 修学中又は実施修練中支払猶予 S43年度～ 特別貸付新設 S55年度～ 専修学校追加(償還期限は5年以内) H6年度～ 自宅外限度額を追加 H28年度～ 特別貸付廃止(限度額を特別分で統一) H30年度～ 大学院追加					
事業開始資金				新規貸付は行っていません					S28「生業資金」 S35「事業開始資金」に名称変更	創設時～ 4年以内 S36年度～ 6年以内 S52年度～ 7年以内	創設時～ 1年	創設時～ 年3% (団体貸付創設時～ 年5%) H12年度～ 無利子 H21.6.5～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.5% H28.4.1～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.0%	S35年度に団体貸付創設 H27年度より大阪府では新規貸付は行ってない					
事業継続資金				新規貸付は行っていません					S28年度	創設時～ 2年以内 S36年度～ 3年以内 (団体貸付 S52年度～ 3年6ヵ月以内) H6年度～ 7年以内	創設時～ なし S30年度～ 6ヵ月	S28年創設時～ 年3% (団体貸付 S35年度創設時～ 年5%) H12年度～ 無利子 H21.6.5～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.5% H28.4.1～ 連帯保証人の有無により無利子 or 年1.0%	S35年度に団体貸付創設 H27年度より大阪府では新規貸付は行ってない					

※1 H21.6.5より連帯保証人を立てられない場合、H28.3月までは年利1.5%の有利子で貸付：事業開始資金・事業継続資金・技能習得資金・就職支度資金(配偶者のない女子又は男子に係る場合)・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金  
H28.4.1～ 連帯保証人を立てられない場合の年利を1.0%。

※2 子が貸付を受ける場合には、現行どおり、親等を連帯保証人に立てなければならないが、親が貸付を受ける(子が連帯借受人となる)場合には、連帯保証人は不要。

※3 実際の償還期間は将来の償還見直しもできるよう法令上の上限期間の概ね8割の期間等で計画することが望まれる。なお、償還期間には据置期間を含まない。

他 寡婦貸付制度はS44年度から開始 父子貸付制度はH26.10月から開始  
延滞金利：延滞元利金額につき年5.0%(H27.4.1～) \*H25.4.1～H27.3.31 年10.75%。大阪府ではH25.4.1から課金。 「母子寡婦福祉ハンドブック」より作成